荒川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則

（趣旨）

第１条　　本規則は、「荒川水系河川整備計画」（以下「河川整備計画」という。）策定後、河川整備計画の点検を行うために関東地方整備局（以下「整備局」という。）に設置する荒川水系河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２条　　委員会は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、河川整備計画の点検について意見を述べるものとする。

２　　委員会は、河川整備計画に基づき実施する事業で再評価又は事後評価の対象となるものに関し、整備局が作成した対応方針（原案又は案）について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、関東地方整備局長（以下「局長」という。）に対してその具申を行うものとする。

（委員会の委員及び組織）

第３条　　委員は、荒川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

２　　委員は９人以内で組織する。

３　　委員の任期は２年以内とする。

４　　委員は、非常勤とする。

５　　委員の代理出席は認めない。

６　　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

７　　委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第３項に定める期間とする。

８　　委員会には、関係都県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。

９　　委員長は、会務を総理する。

10　　委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　　委員会の会議は、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第５条　　委員会の庶務は、河川部河川計画課、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、荒川調節池工事事務所及び二瀬ダム管理所において処理する。

（雑則）

第６条　　本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の２分の１以上の同意を得て行うものとする。

附　則

（施行期日）

本規則は、令和３年１２月１日から施行する。